

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令要綱

第一 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供するものとする。 （第一条関係）

第二 署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

一 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前六十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとする。 （第二条関係）

二 一については、平成二十三年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は公職選挙法第三十四条の二の規定を適用するこ

とができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとする。 (第三条関係)

### 第三 同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第二百二十条第三項及び第二百二十一条の規定は、法第四条第二項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。 (第四条関係)

### 第四 その他

一 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬものとする。 (第五条

関係)

二 その他所要の規定の整備を図るものとする。

三 この政令は、公布の日から施行するものとする。